【令和３年７月】

建設業者・宅地建物取引業者の皆さまへ

基準日届出が年２回から１回に変更となります

～特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律が改正されました～

令和３年５月28日に公布された「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律」が令和３年９月30日に一部施行されることに伴い、新築住宅を引き渡した事業者に課される資力確保措置の状況についての基準日届出が年１回となります。

対象　過去10年間に新築住宅を引き渡した実績のある建設業者・宅地建物取引業者

変更内容

基準日が年１回（３月31日）になります。

対象事業者は、毎年４月21日までに、基準日前１年間分（４/１～３/31）の資力確保措置（保険加入等）の状況について届出をする必要があります。

※ 令和３年から、９月30日の基準日は廃止となります。
※ 保険法人から基準日ごとに送付される保険契約締結証明書も1年間分（４/1～３/31）となり、年１回の送付となります 。
※ 従来どおり、基準日前１年間の新築住宅の引渡し実績が０戸であっても届出は必要です。

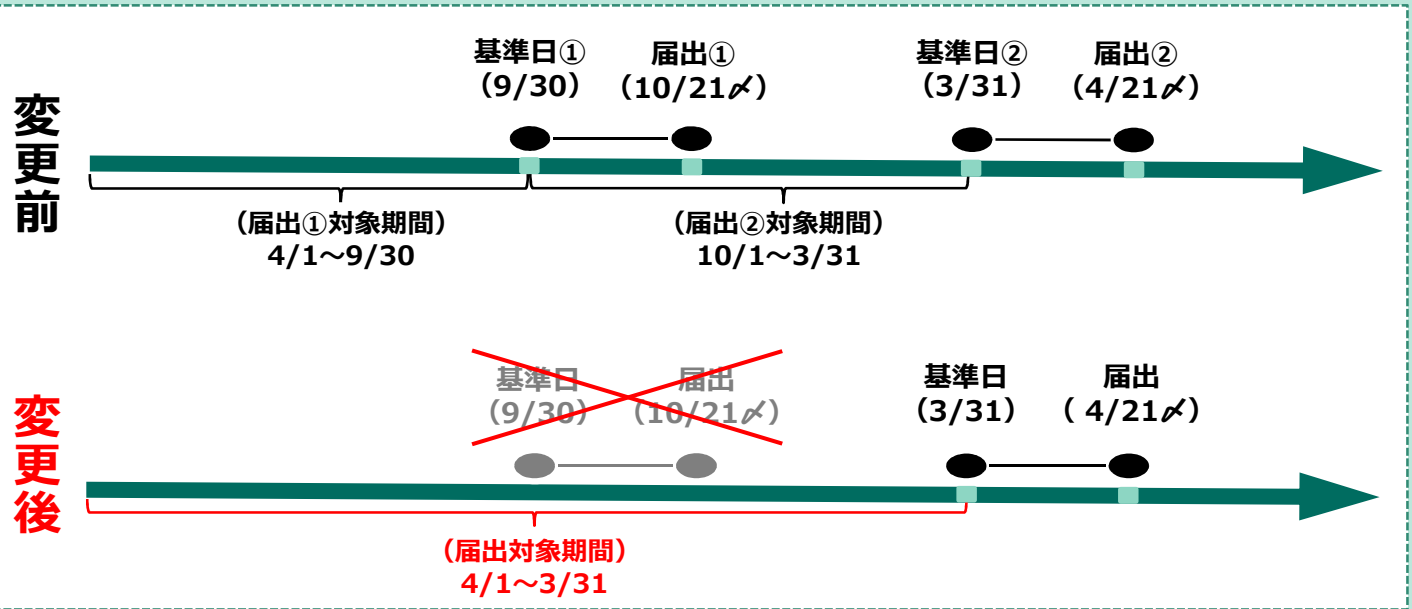

【 供託を選択する事業者は以下の点も変更となります 】

- 供託すべき時期の見直し
  従来は、基準日に供託している必要がありましたが、基準日から３週間以内に供託をすればよいことになります。
- 供託所の所在地等を記載した書面の電子化
  従来は、発注者又は買主に対し供託所の所在地等を記載した書面を交付する必要がありましたが、発注者又は買主の承諾を得た上で、電磁的方法により提供することができるようになります。

国土交通省　住宅局　住宅生産課
住宅瑕疵担保対策室

【詳しい情報はＨＰもご覧ください】
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html